



## 特別寄稿…その1

### 社会福祉従事者の人間観、社会福祉観、生活観と虐待問題

日社大元学長（学部第7期） 大橋 謙策 氏

はじめに

日本社会事業大学同窓会北海道支部より、「北海道において保育所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等で虐待問題が起きている。については、同窓会支部の機関紙である『アガベ』において、『社会福祉と人権』というテーマで特集を組み、取り組みたい」ので、私にも「社会福祉と人権—社会福祉の今後—」と題して寄稿してほしい、との要請があった。

とても大事な課題であり、私なりに思うところを書かせて頂きたいと思った。しかしながら、大学教員退任後、社会福祉に関わる事象、事案、研究を網羅的に、かつ継続的にウオッチングしていないので、十分ご期待に沿えるかわからないが、本稿を書かせていただいている。

そういう意味では、学術論文というより、エッセイ風な論考と捉えて頂きたい。

社会福祉実践現場などにおける虐待の問題は、法的には、①身体的虐待、②性的虐待、③経済的虐待、④ネグレクト、⑤心理的虐待に分類される。その虐待は現象的には職員一人一人の資質の問題として捉えられる。しかしながら、その背景にある社会構造としては、ケアの考え方、日本人の人権感覚、社会福祉従事者の人権感覚、社会福祉法人の経営・運営の在り方等、その背景と構造の分析は単純ではない。

筆者としては、それらの背景も含めて、以下のように論稿を構成したいと思っている。1回の寄稿では終わらないので、その旨ご了承頂きたい。

- ① 日本国民の文化と福祉文化—私が50年間闘ってきた「社会福祉通説」の問題
- ② 憲法第25条に基づくケア観と憲法第13条及び第25条に基づくケア観の相違
- ③ 福祉サービスを必要としている人の「社会生活モデル」に基づくアセスメントと医学モデルに基づくアセスメント
- ④ 福祉サービスを必要としている人のナラティブ（物語）を基底とした「求めと必要と合

意」に基づく支援方針の作成（ICFの視点と福祉機器の利活用）

⑤ 入所型施設の運営・経営理念、方針と提供されるサービス

⑥ 勤務先の“劣悪な労働環境”とキャリアパス等の職員資質向上の取り組み

## 1、日本国民の文化と福祉文化——筆者が50年間開ってきた「社会福祉通説」の問題

筆者は、高校時代に島木健作の『生活の探求』を読んで、日本社会事業大学への進学を決めた。高校の教師や親類縁者からは、なぜ日本社会事業大学のようなところを選択するのかと“奇人・変人”扱いであった。

そのような環境の下での日本社会事業大での学習であったが、授業内容は必ずしも筆者が望んでいたこととは違っていた。その大きな要因が、アメリカからの“直輸入”的社会福祉方法論を“金科玉条”のごとく位置づけることと、「福祉六法」に基づくサービスの提供であった。

その当時の社会福祉方法論は、アメリカで1930年代に確立した考え方であり、WASP（ホワイト、アングロサクソン、プロテスタント）の文化を基底として成立してきた考え方、方法論であり、精神医学、心理学にかなり影響された考え方であった。

そのような中、筆者は日本の文化、風土に即した社会福祉の考え方、方法論があるのではないかと考え呻吟する。

当時、一番ヶ瀬康子先生が「福祉文化」という用語を使用していくつか論文を書いており、自分の研究の方向もその方向ではないかと考え、“文化論”について研究したが、奥が深く、かつ掴まえ所がなく、その研究を中断した。

註1：一番ヶ瀬康子先生は、1990年代に入り「福祉文化学会」を創立している。

註2：筆者は、2005年に「わが国におけるソーシャルワークの理論化を求めて」（『ソーシャルワーク研究』31巻第1号）を書き、中根千枝の「タテ社会論」、阿部謹也の「世間体文化論」等を援用して、日本のソーシャルワークの理論化を論証した。

この日本文化は根が深く、簡単に因果関係を証明できないので、研究は中断したが、常に頭にこびりついて離れない。

日本では、子育てする際の文化として、“禁止と命令”によって、枠にはめようとする文化がある。常に、集团的価値観が尊重され、同調志向が強く、“逸脱”したものを排除、蔑視する傾向が強い。これは、学校教育における画一的教育方法であるベル・ランカスター方式の影響でもある。是非、『6か国転校生—ナー ज्याの発見』（集英社）を読んでほしい。

そのような中、筆者は、戦前の社会事業理論における精神性と物質性に関する研究を行い、そのあり方を問うことが日本の社会福祉実践、研究を変えることになると確信していく。

結果として、筆者は地域福祉と社会教育の連携、学際教育に関心を寄せるようになり、その実践のフィールドを公民館や社会福祉協議会に求めていくことになる。

ところで、筆者は自分自身としては社会福祉の研究者であり、それを岡村重夫が提唱した“社会福祉の新しい考え方としての地域福祉（岡村重夫説・1970年）という考え方に依拠して展開しようと考えていたが、そのような筆者の研究姿勢は、多くの社会福祉学研究者には理解されず、日本社会事業大学の教員からも、”大橋謙策は社会福祉研究のプロパーではない“という批判、評価を受けた。また、日本社会事業大学の清瀬移転に際し、大学院

創設の文部省への申請書を審査した某有名大学の某教授も”あなたの論文は社会福祉の論文ではない“という評価を下した。

そのような中、筆者は、従来の社会福祉通説とは異なる新しい社会福祉実践、社会福祉学研究を求めて、社会福祉学界への抵抗の地域福祉研究50年を送ることになる。

その既存の社会福祉通説への批判と新たな社会福祉実践、社会福祉研究の論題は以下の通りであった。

- i) 大河内一男の労働経済学（「我が国における社会事業の現状と将来について」昭和13年論文）を基盤とする社会福祉研究への批判
- ii) 社会権的生存権保障としての憲法第25条の「ウエルフェア」から、憲法第13条に基づく幸福追求、自己実現支援の「ウエルビーイング」への転換（1973年論文）——障害者の学習・文化・スポーツの保障、「快・不快」を基底としたケア観、
- iii) 属性分野で細分化された福祉サービス、福祉行政の再編成と地域自立生活支援
- iv) 社会福祉施設中心主義と施設の社会化、地域化論（「施設の社会化と福祉実践」（日本社会福祉学会紀要『社会福祉学』第19号所収、1978年論文）
- v) 社会福祉の国家責任論オンリーではなく、社会保険の国家責任論と対人福祉サービスの市町村責任論との分離
- vi) 社会福祉の行政責任論ではなく、経済的給付、システムづくりにおける行政責任と地域自立生活支援における住民との協働による対人援助——ベヴァリッジの第3レポートの位置、1601年「Statute Charitable Uses」研究、憲法第89条の桎梏からの脱却、2008年「地域における「新たな支えあい」を求めて」（厚労省研究会報告書、2016年地域共生社会政策の前史）
- vii) 社会事業における精神性と物質性——戦後の社会福祉は物質的対応で解決できると考えてきたことの誤謬——「救済の精神は精神の救済」（小河滋次郎、戦前方面委員の理念）

筆者は、1984年に書いた論文で、社会福祉研究者、社会教育研究者は“出されてきた政策には敏感であるが、政策を出さざるを得ない背景には鈍感である“と述べ、住民のニーズに即応したサービスの提供、地域づくりの必要性を説いている。

それは、対人援助として社会福祉を提供する際に、かつ地域づくりを展開する際における住民参加と住民のニーズを基点に考えるということである。

従来の社会福祉行政には、住民参加の規定もなければ、住民の相談、ニーズを「社会福祉六法体制」の基準に該当するかどうかを判定することや、措置行政の枠組みの中でサービスを提供すれば良いという考え方に対する批判でもあった。

そのような中、1970年代に、なぜ市町村社会福祉行政は計画行政でないのか、また、地方自治体の社会福祉施設整備計画がないのかを問い、市町村ごとに社会福祉計画を立案する必要性を説いた。

1980年には「ボランティア活動の構造」という図を示し、一般的隣近所の紐帯を強める地域づくり活動、地域にいる福祉サービス利用者を支える地域づくり、それらを社会福祉計画策定により解決していくという「自立と連帯に基づく社会・地域づくりのボランティア活動の構造」という図を作成した。

児童福祉法には市町村に児童福祉審議会を設置することが「できる」規定があり、かつ、

民生委員法第24条に規定される意見具申権という規定、考え方を基に、当時、いくつかの自治体において、住民参加を保証する「社会福祉審議会」、「地域福祉審議会」の設置を求める提案をしている。

註3：東京都狛江市は、住民参加を規定した「市民福祉委員会」を条例で1994年に設置している。同じ頃、東京都目黒区でも「地域保健福祉審議会」が設置された。筆者の地元の稲城市では1980年代初めに「社会福祉委員会」を設置するが行政による要綱設置であった。東京都豊島区でも要綱設置であった。

このような住民参加による、住民のニーズに対応したサービスの提供という考え方が、多くの社会福祉行政、社会福祉従事者に共有されていれば、少なくとも“虐待”が起きる社会的背景、構造は違ってくる。

しかしながら、現実には、そのような住民のニーズにこたえて、住民参加で社会福祉施設が作られたわけではなく、かつ、その社会福祉施設は措置行政によって、長らくサービス利用者を“収容保護する”という構造のなかで、“閉ざされた空間”に置いて福祉サービスが提供されるという構造の中で“虐待”事案として発生する。

社会福祉施設が、1978年に書いた論文のように、地域に開かれ、地域住民の共同利用施設として位置づけられ、運営、経営されているならば、“虐待”という事案は少しは防げるのではないだろうか。

(「その②」は、「アガベ第41号」に掲載予定です)

\*\*\* 社会福祉随想リレー・その1 \*\*\*

## 社会福祉における倫理的行動力について

日社大通信課程第20期 中垣 譲

先日のことである。日社大や国立病院機構、国立看護大学校など社会福祉や医療の専門機関が立ち並ぶまち「清瀬」の駅でのことである。

私は、駅前の小さなレストランのカウンターで食事を待っていた。その時である。目の前で料理するスペイン人シェフが突然、カウンターを飛び出し、ドアの外へと飛び出していった。何事かと、ドアを開けると、駅の広場にある信号歩道で高齢の方が転んで動けなくなっていた。駅前の広場には、たくさんの人間がいたが、(偶然であろうか)誰も気にせず、皆、何事もなかったかのように往来を続けていた。

このシェフは、社会福祉・医療関係者ではない。カウンターに来る客とコミュニケーションをしっかりと取り、料理も非常に丁寧に作ってくれるシェフである。客や料理と向き合いながら、決して大きくない窓の外を見て、即座に行動に移すという、その「善意ある行動力」に感心した。

彼はプロとしての自分の仕事に徹しながらも、瞬時に「人助け」を最優先した。ここで「シェフは外国人だからさすがだね」と海外の人の行動力を称賛したいわけではない。むしろ、これほどのたくさんの人がいて、また社会福祉・医療関係者も少なくないであろうに、(偶然であろうか)誰も気にせず、何事もなく淡々としているまちの日常に驚いたのである。

この一件で思い出したことがある。とある社会福祉の団体で、数年前に直面したことである。団体の建物の中で急病人が発生した。ところが、(偶然であろうか) 急病人を目撃した職員たちが、関わると厄介だと「見て見ぬ振り」をしたり、自分の仕事を理由に関係ないと離れたり、自分の職域では「病人をどうすれば良いか適切な方法がわからない」とか、さまざまな理由で距離を置いたため、事態は混乱を極めることとなった。

確かに各職員は社会福祉の専門職であり、遣うことはたくさんあるだろう。だが、仕事の前に、この団体は社会福祉を目的とする団体であったはずである。ここが日本の社会福祉の中心の一つかと思うと、悲しい気持ちになったのだった。

社会福祉や医療の現場にいと、援助行動に関する倫理的行動力は、「当たり前」という前提になっている。また一般人が援助行動に積極的でない背景の一つに、「“周辺にいる社会福祉や医療に関わる人間が困難な状況に陥った人を目撃した状況に出くわしたときに積極的にその人を助ける努力をするだろう”と想定して積極的な行動に出ない」ということも社会心理学や行動経済学等の研究で知られている。

だが、そういう俯瞰した整理で、納得して良いのであろうか。

社会福祉や医療に関する国内外の宣言や各専門職務の倫理綱領を見渡しても、援助行動の行動力については定義されていない場合が多い。何故なのか。それは、「当たり前」とされているからである。しかし、果たして、本当に「当たり前」なのだろうか。

「いざという時に出てくるものだけが、本当に自分の身についたものだ。」とかつて、ある思想家は述べている。その真意は、援助すべき状態で倫理的行動を起こすためには、援助すべき状態に陥っていない何気ない日常の中でこそ、自分の倫理的行動の大元にある「なものか」を培わなければならない、ということだろう。

日本は世界の中で最も社会保障が発展し、厚生労働行政も、社会福祉や医療も、世界随一の水準と表向きにはなった。日本はこれから2040年に向け、世界で最も高齢化が進み、また孤独化が進む国家となる。この中で求められる社会福祉の役割は非常に大きい。

しかし、「成熟した」日本の社会福祉には、無数の谷間がある。専門性が高いことは当然大切であるにしても、職域が細分化され専門化されるほど、職域間に谷間ができる。

前述した通り、一般人にせよ、社会福祉・医療関係者にせよ、各々の倫理観の実態が最たる根本的な問題ではあるが、助ける側や助けられる側の間にこのような谷間が発生し、「見て見ぬ振り」が増殖している側面もあるのではないかと考える。

かつて、アレントやヴィーゼル、ケストナーなどは、一人一人の考える能力の喪失、すなわち一人ひとりの「無関心」の総体が、想像を絶する社会の大きな「悪」を生み出すことを指摘した。今日、成熟した社会福祉の中で無意識の「悪」の総体が生まれてはいまいか。これは、倫理綱領や職務規定などの存否の問題ではない。社会の要請に応じて社会福祉の現場で重大な業務に現状で忙殺されていることは、想像に難くない。

だが、そうであったとしても、むしろ、そうであるが故に、社会福祉に関わる一人ひとりは、なぜ社会福祉に取り組むのか、意識的に社会福祉の基本に立ち帰り、自らの内に社会福祉の本来の目的・本来の倫理を意識する契機を、常に作っていかなければいけないのではないだろうか。

(その2は、「アガベ第41号に掲載予定です)

## 道同窓会特別顧問「岩崎俊雄が歩んだ道のり」

ー「道しるべ 社会福祉法人すぎのこ会 創立48周年」記念誌よりー

標記について、その巻頭辞を再掲させていただきます。

そして、我が顧問・岩崎俊雄氏との懐かしい日々を有り難く回想させていただきます…。

故岩崎俊雄の生前にお寄せいただきましたご支援、ご厚情に対し厚くお礼申し上げますとともに、葬儀、告別式には大勢の皆様がご参列くださり、名残を惜しみ、心からのお別れをしていただき本当にありがとうございました。

故人は3月29日に入院するまで、法人の仕事を続けており、文字通り生涯現役を貫きました。

入院する少し前、「ここに書いたものがあるから、読んでおいてもらいたい」と言って2通の原稿を渡されました。その後間もなく入院することになってしまい、この原稿をどのようにするつもりであったのかを話す暇もありませんでした。

このような経過であり、これは長い間ご厚誼をいただいた皆様に読んでいただき、多少なりとも本人の思いに寄り添っていただけたら幸いとのお考えに至りました。

故人の想い「その1」は平成17年、すぎのこ会創立30周年の頃のもの、「その2」は長期入院後の平成24年に書いたものであります。それ以降現在までの記録は令和4年12月に、日社大同窓会北海道支部から依頼された機関紙の原稿に控えがありましたので、重複する内容も含まれていますが、「その3」としてまとめさせていただきました。結びとして令和になってからのすぎのこだよりの会長のページを添付いたしました。

昭和50年6月にすぎのこ会が社会福祉法人として誕生してから今年で48年になりました。

「法人創立50周年、その時自分は77歳、何としてもそれまでは生きていたい」と常々話しておりましたが叶うことができず、それだけは心残りであったと思います。

病気をしてから、体力をつける意味もあり、畑仕事を楽しんだり、花の咲く木々を植えたりしてその成長を見守っていました。

去年植えたばかりの桜の木も、ひとつ、またひとつとつぼみが開いてくる様子を、愛おしそうに毎朝眺めては報告してくれたことが、昨日のように思い出されます。

梅雨に入ってから周囲の草との戦いです。これまでは故人が少しずつ手入れをして、管理してくれたのが助かっていましたが、こんな所でもそのありがたさを身に沁みて感じています。

桜の木は雑草の中でも、日々枝を広げて成長しています。3月末には、空が見えなくなるほど枝いっぱいの花を咲かせてくれることを楽しみに、見守っていきたいと思います。

令和5年7月15日 岩崎 操 記

### あとがき

大橋先生が、9月の最終週あたりに、札幌にお見えになるみたいです。これに関しては、次回改めて報告します。では、みなさま、残暑の折、御身お大切に!!